

全業種・全面適用まであと半年！

# どうする？『働き方改革関連法』への対応

「働き方改革関連法」は、2024年4月から、これまで5年間の猶予期間が設けられていた建設業や運送業等の業種も対象となり、多くの事業者に影響が出ることが予想されています。

そこで、本セミナーでは、事業者の皆様が働き方改革関連法の改正に円滑かつ適正に対応できるよう、制度内容について今一度理解を深めるとともに、事業者として取り組むべき実務的な対応方法について事例を交えながら分かりやすく解説します。オンラインでの受講もいただけますので、ぜひご参加ください。

**講師**

社会保険労務士／行政書士  
1級建設業計理士、1級FP技能士、CFP

はやし ひろつぐ  
**林 弘嗣 氏**

**<講師プロフィール>**

北海道大学（法）卒業。旭化成・旭化成ホームズ（株）で住宅営業協力工事店共済会事務局長等担当。現在、「低住協一人親方会」会長、「東京都働き方改革促進事業専門家」として活動。「建設業働き方改革セミナー」、「独立支援セミナー」等講師多数。企業の人事労務相談、建設業の経営全般に関する支援を行う。

**内容**

1. 「働き方改革関連法」のおさらい
  - ・働き方改革の法律改正推移と罰則について
  - ・実施済みの内容に対応できていますか
2. 「2024年問題」とその対応
  - ・2024年から全面適用される労働時間の上限規制について
  - ・正しい労働時間の理解について
  - ・時間外労働をさせる場合の注意点と必要な届出について
  - ・法律違反事例と行政指導の確認
  - ・労働時間の削減と法令順守を進めよう

●日時 令和5年9月26日（火）13時30分～15時

●場所 松山商工会議所 5階 大ホール及びオンライン  
（松山市大手町2丁目5-7）

●受講料 無料 ●定員 50名（会場参加者）

※お申し込みは9月19日（火）までに、下記申込書をFAXいただくか、QRコードの読取先からご入力ください。  
※当商工会議所に駐車場はございません。お越しの際は公共交通機関をご利用いただくか、近隣の有料駐車場をご利用ください。

当日の資料をご希望される事業所、セミナー開催ご希望の方は、下記までご連絡下さい。

メール：[hiro.hayashi@hayashi-sr.net](mailto:hiro.hayashi@hayashi-sr.net)（林宛）

電話：042-595-6890 FAX：042-595-6895